

野津田町内会たより No.12

発行所 野津田町内会公民館
発行人 町内会長 石阪至孝
FAX 042-860-5368

2021年5月8日

◎2020年度町内会総会は回覧形式とします。

例年4月に開催しております、町内会総会について、新型コロナウイルス感染症の流行が収束しない状況下、感染リスク回避のため、**公民館での開催は行いません。昨年同様、審議、承認事項を回覧し、皆様のご承認を頂く事といたします。**宜しくご了承のほど、お願いいたします。

◎町内会総会のご承認いただきたい議案のご案内

事業報告、会計報告、会計予算案、防災会活動報告、防災会活動計画などの、通常議案の他、町内会規則細則改定案があります。

改定のポイントは、以下の通りです。**回覧の総会資料に解説を加えてありますので、ご参照ください。**

	改 定 前	改 定 後
第5条 理事の定員	並木 4名	並木 1名、
第6条 慶弔金の給付 2. 会員である世帯主が死亡した場合は、弔慰金5千円を給付する。ただし、その給付は事由が発生してから	3箇月以内とする。	6箇月以内とする。
第7条 理事等に対する費用負担 理事等には、任期毎（1期2年、但し班長は1期1年）に次に定める慰労金を支給する。但し就任期間が1年未満の場合は、次に定める額の2分の1とし、それ以外は次に定める額とする。	3. 理事、監査、相談役及び公民館管理者、消防団員・・・5千円	3. 理事、監査、相談役、消防団員・・・5千円 5. 公民館管理者については、月額3千円とする
第8条 育成団体に対する助成	次に掲げる各種育成団体に対し、前期、後期に分けて年度内に総額5万円を助成する。	次に掲げる各種育成団体に対し、前期、後期に分けて年度内に総額5万円を助成する。 但し、異常事態等が発生した場合は助成の金額・時期を変更する事ができる。
第11条 野津田町内会自主防災組織 2. 役員等 (1) 副会長 (2) 地区の役員	6名（町内会理事より選出する） 関の上、本村、丸山、田中・暖沢、袋、袋ヶ丘、綾部、鶴ヶ丘、川島、山王がーデン地区から各5名を選出する他に書記、会計を任命する。	1名 （町内会理事より選出する） 関の上、本村、丸山、田中・暖沢、袋、袋ヶ丘、綾部、鶴ヶ丘、川島、山王がーデン地区から 状況に応じて各5名以上 を選出する他に書記、会計を任命する。
3. 任期	2ヶ年とする。ただし、後任者が確定し引き継ぎ完了までの間は、前任者が責任をもって職務を遂行する。	2ヶ年とする が、経験を深めるため再任を期待する。 ただし、後任者が確定し引き継ぎ完了までの間は、前任者が責任をもって職務を遂行する。

◎2021年度 町内会費徴収は延期します。

町内会費徴収時期を下半期へ延期します。別途回覧をご参照ください。

◎「弔慰金」のお支払いについて。

ご不幸にも、町内会員世帯主様をご逝去された場合には、「町内会細則」第6条により、「弔慰金」をご用意させていただきます。ご遺族様にはお手数ですが、お住いの地区班長までご一報下さるようお願いいたします。

地区防災の解説

コロナ禍でも起きる地震災害時の行動は！（参考）

大地震発生！

～10分経過

～30分経過

★自分の身を守る！

★家族の安否を確認
★火の始末・初期消火
★避難行動の準備
★非常持出品の準備

★自宅周辺の安全確認
★テレビ・スマホ・市の
防災放送などで正確な情
報を収集・メモ

～3時間経過

～24時間経過

★避難が必要な場合は地区の
一時避難場所等に感染対策をして集合
★ブレーカーを切る
★ガス・水道の元栓も閉めて避難

★在宅避難・避難施設などで避難生活
★避難施設の開設や運営に参加・協力
★留守宅の防犯対策

★皆さんへ**自助**のお願い ～救助・支援は、すぐにはこない～

災害に備え日常生活をしながらできる「**日常備蓄**」で**5日間～7日間分の食料・飲料水**などの備蓄をお願いします。

皆さんで、町内会仲間（会員）を増やしましょう。

現在の町内会入会率は、約50%です。地域内の交流促進、環境整備、災害時の組織的行動など、行政側（市）は、町内会を窓口としています。ご近所への、お声がけを宜しくお願いいたします。

☆「町内会たより」のメール配信を実施しております。ご希望の方は、町内会のメールアドレス

[n.kouminkan.778@silver.plala.or.jp] まで、各位のメールアドレスをお知らせくだされば、
配信いたします。